

福祉用具サービス事業所 管理者 様

居宅介護支援事業所 管理者 様

船橋市 指導監査課長

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の提供上の注意事項について（通知）

日頃より本市の福祉行政にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売（以下、貸与及び販売）事業所において下記1のような不適切な運営をしている事業所が複数確認されています。

下記2の①及び②の条例に、貸与及び販売にあたっては、居宅サービス計画等に当該福祉用具が必要な理由等が記載され、居宅サービス計画等に沿って福祉用具貸与（販売）計画を作成し、それらの計画に基づき提供するよう定められています。これらの基準を満たしていない事例は、介護報酬の請求が認められない場合がありますので、下記を参照の上、適正に取り扱うようお願いいたします。

なお、貸与及び販売事業所の基準の遵守のためには、居宅介護支援事業所（以下、居宅事業所）との適切な連携及び協力が不可欠であることから、居宅事業所にも併せて通知いたします。より密接に連携したうえで、適正に運営していただくようお願いいたします。

記

1. 不適切な運営事例

- 居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下、居宅サービス計画等）を入手していない。
 - 居宅サービス計画等への位置づけを確認するためには居宅サービス計画等を入手する必要がある。
- 福祉用具貸与（販売）計画が作成されていない。
 - 福祉用具貸与（販売）の提供にあたって、福祉用具貸与（販売）計画を作成する必要がある。なお、福祉用具貸与（販売）計画は居宅サービス計画等に沿って作成を行うこと。
- 福祉用具貸与計画書（以下、計画書）の内容に変更があるにも関わらず、計画書の見直し（変更）を行っていない
 - 実施状況の把握（モニタリング（※））を行い、計画書の内容に変更がある場合は、計画書の変更を行う必要がある。また、福祉用具貸与事業者は利用者等の要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う必要がある。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟な取り扱いが可能となっています。

2. 条例等

①「船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

福祉用具貸与…第255条、第256条、第263条で準用する第17条

特定福祉用具販売…第273条、第274条、第276条で準用する第17条

②「船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」

介護予防福祉用具貸与…第249条で準用する第51条の10、第251条、第252条

特定介護予防福祉用具販売…第263条において準用する第51条の10、第265条、第266条

※①②については、船橋市ホームページにて閲覧できます。

【介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p046708.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について

【指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/07/p041124.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>指導監査等>指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

※当該様式を活用し、定期的に点検を行ってください。（提出の必要はありません。）

問い合わせ先

船橋市福祉サービス部指導監査課

指導監査第三係

TEL 047-436-2782

FAX 047-436-2139